

議案第31号

葛飾区と足立区の行政境界に係る道路の管理に関する協定について

上記の議案を提出する。

平成24年2月21日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

葛飾区と足立区の行政境界に係る道路の管理について、協定の必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区と足立区の行政境界に係る道路の管理に関する協定について

道路法（昭和27年法律第180号）第16条第2項ただし書の規定に基づき、葛飾区と足立区の行政境界に係る道路の管理に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 協定を適用する道路（以下「道路」という。）の区域は、次の表のとおりとする。

起 終	点 点	幅員、延長等
足立区西綾瀬一丁目966番4地先から 葛飾区小菅一丁目19番1地先まで		別紙図面表示 のとおり

- 2 道路の管理は、足立区が行う。
3 道路の管理に要する経費は、足立区の負担とする。
4 道路の管理に伴う収入は、足立区の収入とする。

葛飾区と足立区の行政境界に係る道路の管理に関する協定 略図

(足立区西綾瀬一丁目から小菅一丁目地内)

- 特別区道路線
- ⋯⋯ 水路
- - - - 行政境界
- 足立区が管理する葛飾区の区域

幅員 6.80メートル

延長 11.53メートル

面積 78.54平方メートル

(葛飾区側 78.54平方メートル)

(足立区側 0.00平方メートル)

足立区

西綾瀬一丁目

